



保育士復帰応援事業補助金

潜在保育士の職場復帰支援を行うために、市内の私立保育所・私立認定こども園に採用された保育士・保育教諭に対し、「たつの市保育士復帰応援事業補助金」を支給します。

対象者 次の①～⑤をすべて満たす方

- ①市内の私立保育所・私立認定こども園に保育士・保育教諭として直接雇用され、採用の日から6カ月を経過した方
- ②1カ月当たり20日以上かつ1日当たり6時間以上勤務している方
- ③保育施設等において、②を勤務条件とする保育士・保育教諭等として3年以上の勤務実績がある方
- ④たつの市私立保育所等保育士処遇改善事業補助金の支給を受けていない方
- ⑤過去に本事業による補助金の支給を受けていない方



補助額 (一時金)

1日当たりの勤務時間	補助額
7時間30分以上	12万円
7時間以上7時間30分未満勤務	11万円
6時間以上7時間未満	10万円

申請書類 申請書類は、勤務園、幼児教育課、各総合支所地域振興課に設置、市ホームページにも掲載しています。

申請方法 対象者は市に直接申請し、補助金は市から対象者に直接支払います。

▶ 幼児教育課 (☎64・3222)



HPVワクチン(子宮頸がんワクチン)接種費用を還付します

平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女性で、定期接種期間終了後(高校2年生相当以降)から令和4年3月31日までに自己負担によりHPVワクチンの任意接種を受けた方(ただし、令和4年4月1日時点でたつの市に住所がある方)に、接種費用を還付します。

申請期限 令和7年3月31日まで

申請に必要なもの

- ①母子健康手帳など、接種記録が確認できるもの
- ②領収書など、接種費用の支払いが確認できる書類(原本に限る)
- ③通帳・キャッシュカードなど、口座番号が確認できるもの

※詳細は、市ホームページをご覧ください。市ホームページは [こちらから](#) →



申請・問い合わせ先 健康課(はつらつセンター内)(☎63・5121)、 地域振興課(☎75・3110)、 地域振興課(☎72・6336)、 地域振興課(☎322・3496)



JR姫新線 東鯉崎駅 臨時駐車場の供用開始(期間限定)

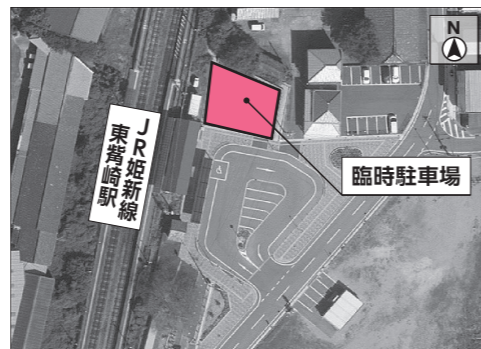
JR姫新線東鯉崎駅の利用促進を図るため、駅前ロータリー横に臨時駐車場を設け、時間貸し駐車場の整備を検討する社会実験を実施します。

社会実験実施期間 12月26日(月)まで

駐車料金 400円(協力金) ※入場時から24時間以内
※協力金は任意であり、強制ではありません。

支払方法 料金前払い方式です。
駐車場出入口に徴収箱を備え付けていますので、車両番号および入庫時間を記入し、料金と一緒に徴収箱に投入してください。

備考 社会実験により、駐車場利用ニーズを把握し、今後の整備の検討に活用いたします。



▶ 都市計画課 (☎64・3164)



農林畜水産業総合緊急対策支援事業補助金

原油価格の高騰が続く中、農林畜水産業者の事業活動への影響の軽減を図り、事業継続を支援するため、「たつの市農林畜水産業総合緊急対策支援事業補助金」を交付します。

対象者 市内に主たる事業所を有する次の事業者(ただし、国の燃油価格差補填金制度加入者は除く)

- 農業** 農業法人、集落営農組織、認定農業者、認定新規就農者
- 林業** 林業事業者 **畜産業** 畜産農家 **水産業** 漁業者、養殖業者

補助金額 事業用として令和4年4月1日から令和4年9月30日までに納品、支払いされた燃油量(Q)×10円

申請方法 指定様式を市ホームページよりダウンロードの上、農林水産課まで郵送または持参

申請期限 11月30日(水)まで

申請・問い合わせ先 農林水産課(☎64・3157、〒679-4192 龍野町富永1005-1)



運送事業者等総合緊急対策支援事業補助金

原油価格の高騰が続く中、運送事業者等の事業活動への影響の軽減を図り、事業継続を支援するため、「たつの市運送事業者等総合緊急対策支援事業補助金」を交付します。

対象者 市内に主たる事業所を有する中小事業者で、次のいずれかの事業を営む方

- ①貨物自動車運送事業 ②自動車運転代行業

補助金額 令和4年10月1日時点において使用する事業用車両1台につき1万円
ただし、次の車両を除く。

- ①被牽引車など原動機を有しない車両
- ②霊柩、一般廃棄物収集運搬、特定貨物自動車運送事業など用途を限定して使用する車両

申請方法 指定様式を市ホームページよりダウンロードの上、商工振興課まで郵送または持参

申請期限 令和5年2月28日(火)まで

申請・問い合わせ先 商工振興課(☎64・3158、〒679-4192 龍野町富永1005-1)



若者定住促進奨学金返還支援事業補助金

若者の定住促進を図るため、本市に定住し、奨学金の返還を行う若者に対し、「たつの市若者定住促進奨学金返還支援事業補助金」を交付します。

対象者 次の要件を全て満たす方

- ◆ 大学等^(※1)の在学中に奨学金の貸与を受け、返還中である方
- ◆ 本市に住所を有し、3年以上定住する意思のある方
- ◆ 登録申請時において、大学等を卒業している30歳未満の方
- ◆ 雇用期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が20時間以上で継続雇用されている方または自ら事業を営む方
- ◆ 本市に納付すべき税、返還すべき奨学金を滞納していない方
- ◆ 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していない方
- ◆ 暴力団員または暴力団密接関係者でない方

(※1) 大学等とは、学校教育法に規定する大学(大学院、専門職大学および短期大学を含む)、高等専門学校、専修学校(専門課程または高等課程に限る)、高等学校および特別支援学校(高等部に限る)をいいます。

補助対象期間 補助対象期間は、登録決定日以後、初めて奨学金を返還した月から起算して36カ月に達する月または奨学金の返還が終了した日が属する月のいずれか早い月までとなります。

補助金額 補助対象期間中に返還した奨学金に対し、次の補助金額を補助します。

- ◆ 市内に所在する事務所等に就業している方 月額上限3万円
- ◆ 上記以外の方 月額上限1万5千円

補助対象者の登録申請 補助金の交付を受ける方は、事前に補助対象者の登録を受ける必要があります。登録申請書に次の書類を添えて、まちづくり推進課に申請してください。

- ◆ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証する書類
- ◆ 奨学金の返還金額、返還開始月および返還期間が確認できる書類
- ◆ 大学等を卒業したことを証する書類
- ◆ 勤務先および就業年月日を証する書類(労働条件通知書、雇用契約書の写し等)、自ら事業を営む方は、その事実を証する書類

※その他、毎年度、交付申請を行っていただく必要があります。詳細はお問い合わせください。

申請・問い合わせ先 まちづくり推進課(☎64・3167)